

郡山市告示第439号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として、次のとおり指定する。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第4項第9号に該当する区域である。

平成26年11月11日

郡山市長 品川 万里

- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域
郡山市待池台二丁目2番10、5番1
（別図のとおり）

- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
 - （1）鉛及びその化合物
 - （2）砒素及びその化合物



三 郡 山 菱 山

- 凡例
- 対象物質：鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
 - : 30m メッシュ
 - : 形質変更時要届出区域 (追加)
 - (dotted) : 10m メッシュ
 - (hatched) : 形質変更時要届出区域 (平成24年10月5日指定)

※格子の回転角
 起点を通り東西南北方向に引いた線、並びにこれらと並行に10mおよび30m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点として右方向に回転させた角度を示す。

★ : 起点
 郡山西部第二工業団地内
 郡山市待池台二丁目5番1の最北端とする

★ : 起点
 郡山西部第二工業団地内
 郡山市待池台二丁目2番10の最北端とする

山王東北工場

待池台二丁目

郡山西部第二工業団地

郡山松下電工